

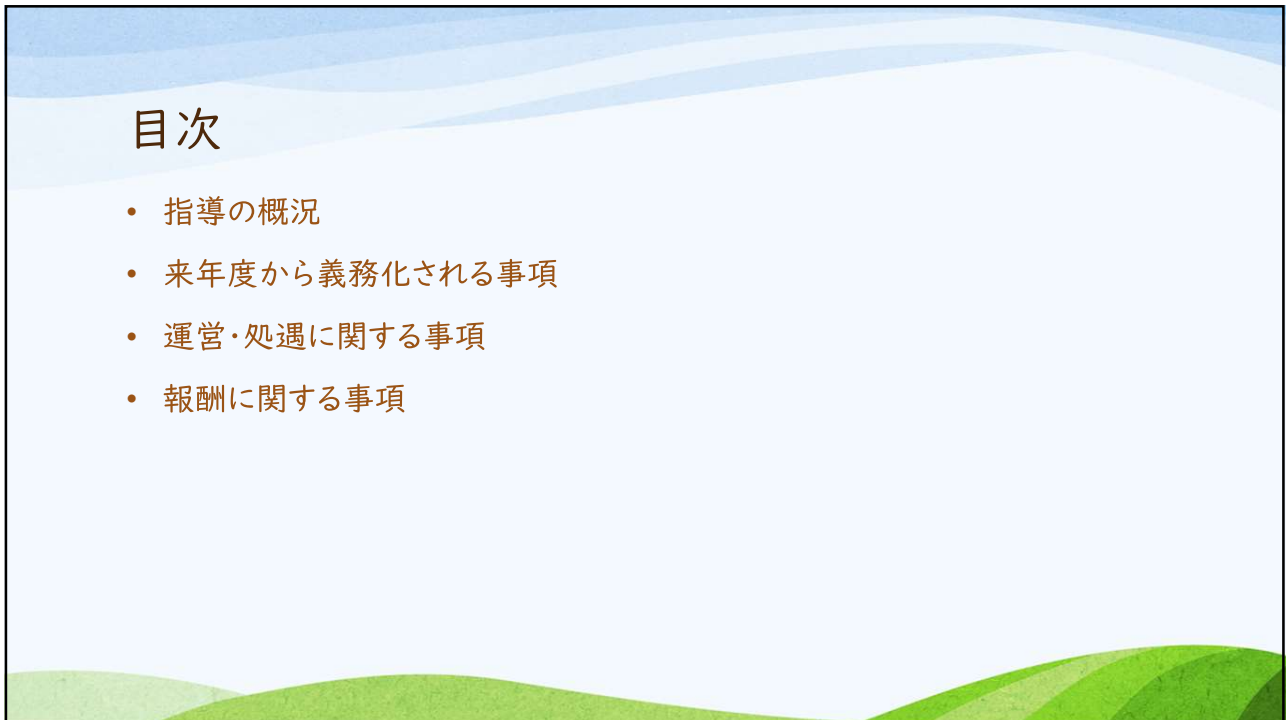


令和8年度 集団指導講習会 (介護保険サービス事業者)

運営指導・監査において改善を求めた主な事項

いわき市保健福祉部保健福祉課 法人指導係

1



目次

- 指導の概況
- 来年度から義務化される事項
- 運営・処遇に関する事項
- 報酬に関する事項

2



3

1. 指導の概況

例年上位になっている指摘事項は同様のものが多いです。

	R5	R6	R7
1位	業務継続計画の策定等	報酬算定	内容及び手続の説明及び同意
2位	報酬算定	内容及び手続の説明及び同意	報酬算定
3位	虐待の防止	虐待の防止	虐待の防止
4位	内容及び手続の説明 及び同意	衛生管理等	勤務体制の確保等
5位	衛生管理等	介護現場の生産性向上 勤務体制の確保等	衛生管理等

4



5

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置
(令和9年4月1日から義務)

【委員会について】

- ・管理者やケア等を行う幅広い職種で構成が望ましい
- ・開催する頻度は、各事業所の状況を踏まえ適切に判断
(委員会の開催が形骸化しないよう留意)
- ・他の事業運営に関する会議との一体的な設置・運営も可能
- ・事業所ごとの実施が求められるが、他のサービス事業者との連携による実施も可能

【実施内容等の参考先】

「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン(厚労省)」

6



運営・処遇に関する事項

7

衛生管理（感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための措置）において特に指摘が多かった事項

- ① 委員会の未開催・回数不足
（その他）開催記録を残すこと、話し合った内容を従業者へ周知
- ② 研修・訓練の未実施
（その他）実施記録を残すこと
- ③ 指針内容の不足
（必要な記載内容）
 - 平常時 環境整備や汚物の処理、手洗い、標準的な予防策 等
 - 発生時 感染状況の把握、拡大防止策、連絡体制 等

専任担当者を配置

8

業務継続計画において特に指摘が多かった事項

① 研修・訓練の未実施

(その他)実施記録を残すこと

② 計画の未策定

業務継続計画未策定減算

業務継続計画が(感染症・非常災害どちらか一方でも)

未策定であれば減算適用

9

虐待防止において特に指摘が多かった事項

① 指針内容の不備

② 委員会の未開催

(その他)実施記録を残すこと

話し合った内容を従業者へ周知

③ 研修の未実施

(その他)実施記録を残すこと

専任担当者を配置

【身体的拘束等の禁止(上記の①~③のほかに)】

(例外)生命又は身体を保護するため

専任担当者を配置

「切迫性」「非代替性」「一時性」を満たす緊急やむを得ないもの

(記録内容)

「その態様」「時間」「その際の利用者の心身の状況」「緊急やむを得ない理由」

10

勤務体制の確保において特に指摘が多かった事項

① 勤務表における記載内容の不備

事業所ごとに、月ごとの勤務表を作成し、

管理者を含めた従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、兼務関係を記載

② 職員研修の実施

- ・ 資質向上のための研修の機会の確保
- ・ 無資格者の認知症介護基礎研修の義務化

11

内容及び手続の説明及び同意において特に指摘が多かった事項

重要事項説明書の不備

・ 運営規定の概要、従業者の任務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、第三者評価の実施状況等を記載

・ いわき市役所 介護保険課 長寿支援係は

高齢福祉課 介護サービス整備係へと名称変更 (R7.4.1~)

12



13

基本的事項

- 加算は要件把握と根拠書類の整備が重要

【指導事例】

✕ 要件を満たしていない
(満たしているか分からない)

- ◆ 特定事業所加算
従業者ごとの個別具体的な研修計画が未策定(訪問介護)
- ◆ サービス提供体制強化加算
介護福祉士の占める割合の算定期の誤り(地密通所介護)

○ 報酬告示・留意事項通知
を再確認

要件を確実に満たせる
記録様式やフローを作る

14

基本的事項

- 減算は要件把握と定期的なチェックが重要

【指導事例】



適切に減算していない

- ◆人員欠如減算
必要な人員を満たしていない(地密通所介護)
- ◆特定事業所集中減算
訪問介護サービス等において同一の法人への紹介件数が80%を超えている(居宅介護支援)



減算に該当しないか
事前調整・事後確認

発生しそうな場合は
高齢福祉課に相談を

15

基本的事項

- ◆ 根拠となる記録がない請求
- ◆ 要件を満たしていることが確認できない加算
- ◆ 意図的に適用していないと判断される減算
- ◆ 再三の指導によっても改善されない …etc

報酬返還だけでなく、指定取消等の事由になります

16

特定事業所加算



要件を満たしていない

【訪問介護】

- ◆訪問介護員ごとの個別具体的な研修計画の未策定
- ◆定期的な会議について、一部のヘルパーが不参加
- ◆非正規のヘルパーは健康診断が有償

【居宅介護】

- ◆他事業所との共同事例検討会の計画が未策定
- ◆基準の遵守状況に関する所定の記録の未作成



算定要件について、
告示・解釈通知
を確認

17

特定事業所加算（訪問介護）

- 体制要件の抜け漏れに注意！ 訪問介護の例

研修計画

全てのヘルパー・サービス提供責任者ごとに
個別具体的な計画が必要

会議

全てのヘルパー（登録型含む）の参加が必要
概ね月1回以上で介護・ケアの向上に関すること

健康診断

全てのヘルパー（登録型含む）に対し、
受診費用の全額を事業主負担で実施

18

特定事業所加算（居宅介護）

- 書面整備の漏れに注意！ 居宅介護の例

事例検討委員会等

毎年度少なくとも次年度が始まるまでに次年度の計画を定めることが必要

記録の整備

所定の記録の未作成

19

個別機能訓練加算（Ⅰ）



要件を満たしていない

- ◆理学療法士等の配置人数を満たしていない。
- ◆個別機能訓練開始後3月ごと1回以上の利用者宅の訪問、担当する介護支援専門員に適宜報告・相談がされていない。



個別機能訓練の開始後、定期的に利用者宅を訪問し生活状況を確認
介護支援専門員に対しても定期的に報告・相談

20

個別機能訓練加算（Ⅰ）

- 算定のための大まかな流れ

① 計画の作成・変更

機能訓練指導員等が利用者宅を訪問し、生活状況を確認したうえで、共同で利用者ごとの計画を作成・変更

② 計画に基づく介護

①で作成した計画に基づき、機能訓練指導員が計画的に機能訓練を提供

③ 報告・評価

3月ごとに1回以上、利用者宅を訪問し生活状況確認、介護支援専門員等へ実施状況の報告相談、必要に応じ見直し①に戻る

21

介護職員等処遇改善加算

- ▶ 書面で適切に規定されていない
- ▶ 職員に周知されていない
- ▶ 昇給等が規定に沿って運用されていない
- ▶ 加算の配分対象でない職員に配分している
- ▶ 加算による金額以上の賃金改善をしていない

などは、当該年度分が過誤調整されることがあります。

場合により不正請求として監査・行政処分を行います。

22

介護職員等処遇改善加算

加算		I(イ)	I(ロ)	II(イ)	II(ロ)	III	IV
月額賃金改善要件	I 月給賃金改善	○	○	○	○	○	○
	II 月額賃金改善	○	○	○	○	○	○
キャリアパス要件	I 任用要件・賃金体系等備等	○	○	○	○	○	○
	II 研修の実施等	○	○	○	○	○	○
	III 昇給の仕組みの整備等	○	○	○	○	○	
	IV 改善後の年額賃金要件	○	○	○	○		
	V 介護福祉士等配置要件	○	○				
職場環境要件	区分ごとの取組	1以上	生産性向上の取組	2以上			○
		2以上		3以上	○	○	○
	HP掲載等を通じた見える化要件	○	○	○	○		
令和8年度特例要件	生産性向上や協働化の取り組み(ア～ウから1)		○		○		

23

介護職員等処遇改善加算

- 根拠規定の整備と職員への周知が重要

要件 I

介護職員の任用における職位・職責・職務内容等これらに応じた賃金体系

要件 II

資質向上のための目標と具体的計画の作成

要件 III

経験や資格、一定の基準により定期的に昇給を判断する仕組み

24

介護職員等処遇改善加算

- 根拠規定の整備と職員への周知が重要

要件Ⅳ

経験・技能のある介護職員中1人以上は賃金改善後の見込み額が440万円以上

要件Ⅴ

サービス類型ごとに一定以上の介護福祉士等を配置

25

介護職員等処遇改善加算

- 「見える化要件」

◎外部の人が見ることができる形で公表

- ▶ 原則、「介護サービスの情報公表制度」を活用
- ▶ 事業者のホームページに公表する
- ▶ 事業所・施設の建物内の入り口付近に掲示する

26



法令を遵守し、よりよいサービスを提供していきましょう！

ご清聴ありがとうございました。